

厚生年金保険料率は 18.3%に固定されました

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の年金改正で保険料水準固定方式が導入され、平成29年9月以降は18.3%に固定されました。

また、平成27年10月の被用者年金一元化法の施行により、公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入することとなり、共済組合の保険料率も平成30年9月からは、厚生年金保険料率と同じ、18.3%に統一されます。

厚生年金保険料率【厚生年金基金未加入者の場合】

年月	一般	坑内員・船員	共済組合加入者
平成29年9月	18.300%	18.300%	17.986%
平成30年9月から	18.300%	18.300%	18.300%

厚生年金保険料率【厚生年金基金加入者の場合】

厚生年金基金に加入する被保険者の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4～5.0%)を控除した率となります。

免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入している厚生年金基金にお問い合わせください。

厚生年金保険料額の決定方法

厚生年金保険の保険料額は、毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に共通の保険料率を掛けて計算されます。保険料は、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

子ども・子育て拠出金の改定 (事業主負担のみ)

厚生年金保険の適用事業所の事業主は、児童手当の支給に要する費用等の一部を、子ども・子育て拠出金として拠出します。子ども・子育て拠出金の額は、厚生年金保険の被保険者(産前産後休業により、厚生年金保険料を徴収されない被保険者を除く)の標準報酬月額および標準賞与額に子ども・子育て拠出金率を乗じた額で、毎月の厚生年金保険料と一緒に納めます。

平成30年4月からの子ども・子育て拠出金率は、0.29%(事業主のみ負担)になっています。

年金相談・お手続きの際は 予約相談 をご利用ください

年金事務所では、お客様をお待たせしないため、年金の予約相談を実施しています。
ご予約いただくと…

- ① お客様のご都合にあわせて、スムーズにご相談いただけます。
- ② ご相談内容に応じたスタッフが事前準備のうえ、丁寧に対応いたします。

ご予約お申し込みは、「予約受付専用電話」へ！

予約受付専用電話 **0570-05-4890**

<受付時間> 月～金(平日) 8:30～17:15

- ◆ 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ◆ ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。



70歳以上の自己負担限度額が 平成30年8月診療分より変更されています

負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が段階的に引き上げられています。平成29年8月に一度引き上げが行われていましたが、平成30年8月診療分よりもう一段階引き上げとなりました。

また、一般区分については平成29年8月より1年間の通院の自己負担額の合計に年間上限が設けられています。



平成30年8月診療分から

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院含む)
標準報酬月額	83万円以上 (現役並みⅢ)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円 ※>
	53万～79万円 (現役並みⅡ)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円 ※>
	28万～50万円 (現役並みⅠ)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円 ※>
	26万円以下 (一般)	18,000円 (年間上限144,000円)
低所得者Ⅱ(住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(所得が一定基準以下)		15,000円

※1年間(直近12カ月間)で3カ月以上自己負担限度額に達した場合、4カ月目から「多数該当」として自己負担限度額が軽減されます。

年間上限とは?

基準日(計算期間の末日・原則毎年7月31日)時点で一般区分または低所得区分に該当する場合は、計算期間(原則毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、一般区分または低所得区分であった月の外来診療の自己負担額の合計が14万4千円を超えた額が払い戻されます。

【外来診療】



合計で14万4千円を超えると払い戻しが可能

※詳しい申請方法や制度については、ホームページをご参照もしくはお問い合わせください。